

郵政民営化に対する評価と期待

郵政民営化委員会ご説明資料

2020年9月17日



一般社団法人
全国銀行協会

目次

1. これまでの郵政民営化に対する評価

対等な競争条件の確保の必要性 2

民間金融機関との連携・協働が拡大 3

2. 今後の郵政民営化への期待

基本理念を踏まえた検討の必要性 4

新規業務参入等での留意点 5

預入限度額の議論に当たって 6

1. これまでの郵政民営化に対する評価～対等な競争条件の確保の必要性

- 改正郵政民営化法の附帯決議では、日本郵政が保有する金融2社の株式のできる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められている



その道筋は依然として示されていない

- 2017年6月、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務等の新規業務への参入が認可



業務運営態勢整備等や情報開示が十分に必要

- 2019年4月にゆうちょ銀行の通常/定期性貯金の預入限度額を夫々1,300万円に引き上げ
- 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（2018年12月26日公表）において貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃することが条件



この条件が今なお実現していない

1. これまでの郵政民営化に対する評価～民間金融機関との連携・協働が拡大

- 日本郵政グループと民間金融機関による連携・協働の動きは更なる拡がり
- 日本郵政グループの民間金融システムへの融和は前進を続けていると評価

ネットワーク	ATM相互接続・運用管理共同化	• ゆうちょ銀行と約1,400の民間金融機関がATM提携済
	ゆうちょ銀行の全銀システム接続	• 2009年にゆうちょ銀行は全銀システムに接続 • 民間金融機関との間で振込が可能に
金融商品販売	民間金融商品の販売	• 2019年度の投信販売実績は約7,000億円に • 2019年10月より民間金融機関の住宅ローンの媒介を開始
	投信運用会社の共同設立	• 2016年2月、投信運用会社の投資信託商品の取扱い開始
受託	民間金融機関の窓口事務の受託	• 民間金融機関の顧客の住所変更等の事務を日本郵便にて受託
貸出	シンジケート・ローン参加	• 2020年3月末の貸出金残高（全体）は約5兆円に
出資	地域活性化ファンドへの共同出資	• 2020年3月末で28のファンドに参加
共情報	全銀協への入会	• 2011年10月に特例会員として入会 • 振り込め詐欺やマネー・ローンダリングについて情報連携

2. 今後の郵政民営化への期待～基本理念を踏まえた検討の必要性

改正郵政民営化法で掲げられている基本理念

- 多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上
- 地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮
- 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる

- 
- この理念を踏まえた郵政民営化の審議・検討が不可欠
 - ゆうちょ銀行を含む金融2社の全株式売却に向けての具体的な説明責任を日本郵政が果たすことが必要

2. 今後の郵政民営化への期待～新規業務参入等での留意点

新規業務への参入に関する議論に当たって踏まえらるべき事項

- 完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要
- 前提として、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備が必要

- 
- 個別業務ごとの参入は、改正郵政民営化法の基本理念に照らして総合的に検討し、可否が判断されるべき
 - コロナ禍の経験を踏まえると、オンライン、非対面等の新しい生活様式の模索等の社会的課題解決という観点から、民間金融機関と日本郵政グループが協業・協働できる領域は拡大しており、お互いの強みを活かした相互補完が可能

2. 今後の郵政民営化への期待～預入限度額の議論に当たって

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（2018年12月26日公表）で示された、以下の対応が不可欠

- 「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること」の速やかな実施
- 郵政民営化委員会や関係当局における厳格な検証が行われること

将来、仮に更なる預入限度額の見直しを議論する場合に最低限順守すべき条件

- グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルの再構築
- 日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却すること

「郵政民営化に関する意見募集」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

1. これまでの郵政民営化に対する評価

私どもはかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張してきた。また、その過程においては、改正郵政民営化法の基本理念に掲げられている通り、郵政民営化が地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じることが不可欠であると申し上げてきた。

(1) 金融 2 社の株式売却について

平成 24 年 10 月施行の改正郵政民営化法の附帯決議では、日本郵政が保有する金融 2 社の株式のできる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められているにもかかわらず、民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、その道筋は依然として示されていない。

(2) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の引上げについて

平成 30 年 12 月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（以下、「同意見」）では、預入限度額規制を緩和する方針が示され、平成 31 年 4 月にはゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ 1,300 万円に引き上げられている。

「同意見」では日本郵政グループおよび政府に対して①貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること、②将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を 3 分の 2 未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること、とされた。

これらは、意図せざる資金シフト等が生じた場合に地域の金融システムへ多大な悪影響が生じることへの恐れ、預入限度額の引上げによりゆうちょ銀行の規模拡大に繋がった場合の将来的な国民負担の発生懸念等といった、これまで私どもが述べてきた懸念を一定程度理解いただいた結果と認識している。しかしながら、前回の預入限度額規制の緩和にあたり「同意見」で求められた、貯

金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃するという条件は、今なお実現していない状況にある。

(3) ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務への参入

平成29年6月、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務等の新規業務への参入について郵政民営化法の規定にもとづく認可が行われた。

貴委員会は、平成29年6月に公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務（口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務及びその他の銀行業に付随する業務等）に関する郵政民営化委員会の意見」において、業務を実施する場合の留意事項として、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保と、口座貸越による貸付業務については利用者への分かりやすく丁寧な説明、利用者の適正な利用のサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要である旨を指摘している。

口座貸越による貸付業務は未だサービス提供が開始されていないと理解しているが、ゆうちょ銀行においてはこれらの留意事項への対応とその情報開示を十分に行っていく必要がある。

(4) 民間金融機関との連携・協働

一方、日本郵政グループと民間金融機関による連携・協働の動きは更なる拡がりを見せている。

これまでの連携・協働を振り返ると、ゆうちょ銀行と民間金融機関のATMの相互開放や全銀システムへの接続による相互送金といった利用者の利便性の向上、全銀協への「特例会員」入会による振り込め詐欺等の情報連携を通じた金融犯罪の抑止・防止にも連携し取り組んできた。また、ゆうちょ銀行による民間金融商品の販売、シンジケート・ローンへの参加、投資信託運用会社の共同設立のほか、地域経済の活性化や地方創生の観点からの民間金融機関等と地域活性化ファンドへの共同出資も行っている。

更に足元では、日本郵便による民間金融機関の窓口事務の受託といった新たな切り口での連携・協働も窺われるなど、日本郵政グループの民間金融システムへの融和は前進を続けていると評価している。

2. 今後の郵政民営化への期待

改正郵政民営化法では、その基本理念において、「多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上」とともに、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることが掲げられており、この理念を踏まえた郵政民営化の審議・検討が不可欠である。

そのうえで、改正郵政民営化法の附帯決議で定められたゆうちょ銀行を含む

金融 2 社の全株式売却に向けての具体的な説明責任を日本郵政が果たすことを求める。

また、新規業務の参入には、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要である。そのうえで個別業務ごとの参入は、改正郵政民営化法の基本理念に照らして総合的に検討し、可否が判断されるべきである。またその前提として、新規業務のみならず、既存業務も含めて顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備が必要である。

加えて、預入限度額について、まずは「同意見」で示された「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること」については、その速やかな実施と、郵政民営化委員会や関係当局における厳格な検証が行われることが求められる。そのうえで、将来、仮に更なる預入限度額の見直しを議論する場合は、「同意見」において日本郵政グループおよび政府に対して求められている、「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を 3 分の 2 未満となるまで売却すること」が最低限順守すべき条件である。

一方で、コロナ禍の経験を踏まえると、オンライン、非対面等の新しい生活様式の模索等の社会的課題解決という観点から協業・協働できる領域は拡大しており、お互いの強みを活かした相互補完が可能である。

郵政民営化の推進に当たっては、貴委員会および関係当局において長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って進められること、その結果ゆうちょ銀行が民間金融システムに融和し、ひいては地域との共存、地方創生への貢献を通じた国民経済の健全な発展に繋がることを切に希望する。

以 上